

(令和2年7月29日)

◆ 件 名	清水区渋川の土壌汚染調査後の対応について															
◆ 場 所	清水区渋川100 クミアイ化学工業(株)旧清水工場 周辺															
◆ 概 要	<p>○清水区渋川のクミアイ化学工業(株)の敷地内の土壌から、特定有害物質が環境基準を超えて検出されたこと(別紙1)を受け、市は、周辺の地下水の利用状況調査と水質検査を実施しました。</p> <p>○その結果、調査範囲内に飲用井戸が3か所ありましたが、飲用井戸の水質検査では、環境基準の超過は確認されませんでした。</p>															
◆ 地下水の利用状況調査と地下水の水質検査の結果	<p>1 地下水の利用状況調査</p> <p>(1) 調査範囲 地下水の流向の下流約1km(別図参照)</p> <p>(2) 調査件数 868件</p> <p>(3) 井戸本数 37か所(うち飲用3か所、飲用外井戸34か所)</p> <p>2 地下水の水質検査</p> <table border="1" data-bbox="504 1019 1410 1382"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>地下水の環境基準※</th> <th>検査結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砒素</td> <td>0.01mg/L 以下</td> <td>0.005 mg/L未満</td> </tr> <tr> <td>鉛</td> <td>0.01mg/L 以下</td> <td>0.005 mg/L未満</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>0.01mg/L 以下</td> <td>0.005 mg/L未満</td> </tr> <tr> <td>クロロエチレン</td> <td>0.002mg/L 以下</td> <td>0.013~0.0054mg/L (飲用外井戸2か所から検出)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※土壌に含まれる特定有害物質が地下水中に溶け出し、その汚染された地下水を体重50kgの人が1日2リットル、70年間飲み続けても健康への影響がないとされる数値。 「事業者が行う土壌汚染リスクコミュニケーションのためのガイドライン(公益財団法人 日本環境協会著)」による。</p>	検査項目	地下水の環境基準※	検査結果	砒素	0.01mg/L 以下	0.005 mg/L未満	鉛	0.01mg/L 以下	0.005 mg/L未満	ベンゼン	0.01mg/L 以下	0.005 mg/L未満	クロロエチレン	0.002mg/L 以下	0.013~0.0054mg/L (飲用外井戸2か所から検出)
検査項目	地下水の環境基準※	検査結果														
砒素	0.01mg/L 以下	0.005 mg/L未満														
鉛	0.01mg/L 以下	0.005 mg/L未満														
ベンゼン	0.01mg/L 以下	0.005 mg/L未満														
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	0.013~0.0054mg/L (飲用外井戸2か所から検出)														
◆ 今後の対応	<p>(1) 市は、地下水の水質検査の結果を井戸所有者あて個別に通知します。なお、クロロエチレンの検査結果で、環境基準を超過した飲用外井戸2か所の所有者には、改めて飲用利用しないよう注意喚起しました。</p> <p>(2) 今後の推移を確認するため、基準を超過した井戸については、市が年1回のモニタリングを実施します。</p> <p>(3) 調査範囲内に飲用井戸があることから、市は土壌汚染対策法(以下「法」という。)に基づく区域の指定を行い、土壌汚染への対応については、クミアイ化学工業(株)と協議し、法に基づき適正に指導していきます。</p>															

◆ 別紙資料	令和2年7月13日提供の報道資料（別紙1）	
◆ 問い合わせ	課 名	環境保全課
	電 話	054-221-1359

(令和2年7月13日)

◆ 件 名	清水区渋川の土壌汚染について																						
◆ 報告書受領日	令和2年7月13日(月)																						
◆ 場 所	清水区渋川100																						
◆ 概 要	<p>清水区渋川にあるクミアイ化学工業(株)旧清水工場から土壌汚染対策法(以下「法」という。)に規定された特定有害物質(以下1~4)が基準を超えて検出されました。</p> <p>1 砒素及びその化合物 2 鉛及びその化合物 3 ベンゼン 4 クロロエチレン</p>																						
◆ 経 緯	<ul style="list-style-type: none"> クミアイ化学工業(株)が、旧清水工場の一部を解体するため、令和2年2月6日に、法第3条第7項に基づき市(環境保全課)へ届け出ました。 この届出を受けて、市はこの土地が有害物質の使用履歴があることから、法に基づく調査命令を令和2年3月12日に発出し、当該敷地内の土壌汚染状況調査を実施しました。 令和2年7月13日、同社から市に調査結果が報告され、敷地内の土壌の汚染が判明しました 																						
◆ 特定有害物質 土壌溶出量・ 土壌含有量の 結果	<p>土壌溶出量調査※1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質名</th> <th>基準値</th> <th>結果(最大値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砒素及びその化合物</td> <td>0.01mg/L 以下</td> <td>18 mg/L</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>0.01mg/L 以下</td> <td>0.014 mg/L</td> </tr> <tr> <td>クロロエチレン</td> <td>0.002mg/L 以下</td> <td>0.0074 mg/L</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 土壌に水を加えた検液に溶出する有害物質の量に関する調査です。</p> <p>土壌含有量調査※2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質名</th> <th>基準値</th> <th>結果(最大値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砒素及びその化合物</td> <td>150mg/kg 以下</td> <td>5,500 mg/kg</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物</td> <td>150mg/kg 以下</td> <td>260 mg/kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2 土壌そのものに含まれる有害物質の量に関する調査です。</p>		物質名	基準値	結果(最大値)	砒素及びその化合物	0.01mg/L 以下	18 mg/L	ベンゼン	0.01mg/L 以下	0.014 mg/L	クロロエチレン	0.002mg/L 以下	0.0074 mg/L	物質名	基準値	結果(最大値)	砒素及びその化合物	150mg/kg 以下	5,500 mg/kg	鉛及びその化合物	150mg/kg 以下	260 mg/kg
物質名	基準値	結果(最大値)																					
砒素及びその化合物	0.01mg/L 以下	18 mg/L																					
ベンゼン	0.01mg/L 以下	0.014 mg/L																					
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	0.0074 mg/L																					
物質名	基準値	結果(最大値)																					
砒素及びその化合物	150mg/kg 以下	5,500 mg/kg																					
鉛及びその化合物	150mg/kg 以下	260 mg/kg																					

<p>◆ 今後の対応</p>	<p>1 地元への注意喚起 市は地元自治会に情報提供し、地下水利用状況調査への協力を依頼するとともに、調査範囲内の市民の皆さまには安全が確認されるまで井戸水の飲用は控える旨を注意喚起します。</p> <p>2 地下水利用状況調査及び水質検査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> • 調査範囲 地下水の流向の下流約1 km（別紙参照） • 対象件数 清水区渋川の当該地付近の約600軒 • 調査範囲内にあるすべての井戸で水質検査を実施します。 <p>3 法に基づく区域の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> • 調査の範囲内に飲用井戸がある場合 要措置区域に指定します。（市はクミアイ化学工業(株)に対して、土壌の汚染の除去等の措置を指示します。） • 範囲内に飲用井戸がない場合 形質変更時要届出区域に指定します。（汚染の除去等の義務はありませんが、汚染された土地の形質変更を行う際に届出が必要になり、施工方法が制限されます。） <p>【参考：基準を超過した特定有害物質について】</p> <p>1 砒素及びその化合物 半導体の原料等に用いられます。急性毒性としては、嘔吐、下痢、腹痛を引き起こします。また、長期間の摂取により、爪や毛髪の萎縮等を引き起こします。</p> <p>2 鉛及びその化合物 鉛蓄電池の電極等に用いられます。長期間の摂取により、貧血等の中毒症状を引き起こします。</p> <p>3 ベンゼン ガソリンにも含まれる物質で、プラスチック、ゴム、医薬品等の多くの化学物質の原料に用いられます。吸入暴露による発癌性がある物質です。</p> <p>4 クロロエチレン（塩化ビニルモノマー） プラスチックであるポリ塩化ビニル等の原料に用いられます。吸入暴露による発癌性がある物質です。</p>	
<p>◆ 別紙資料</p>	<p>汚染地点及び地下水利用状況調査対象範囲</p>	
<p>◆ 問い合わせ</p>	<p>課 名</p>	<p>環境保全課</p>
	<p>電 話</p>	<p>054-221-1359</p>
	<p>社 名</p>	<p>クミアイ化学工業株式会社</p>
	<p>電 話</p>	<p>03-3822-5036</p>

汚染地点及び地下水利用状況調査対象範囲

別図

汚染地点



地下水利用状況調査対象範囲

